

小浜市建設工事における週休2日実施試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小浜市発注の建設工事において、受注者の働き方改革を進め担い手確保を図るため、週休2日の普及・実現に向け、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日工事：「日曜日を含む、毎週2日以上現場閉所を行ったと認められる状態」とする。悪天候のため現場閉所している日も休日として取り扱う。
- (2) 現場閉所：「現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検作業等の現場管理上必要な作業等を行う場合を除く。」とする。
- (3) 対象期間：工事に着手した日から工事完成日までの期間をいう。
- (4) 対象外の期間：以下の期間は、対象外とする。
 - ・工場製作のみ（現場で作業を行っていない）の期間
 - ・緊急的な対応（関係機関の対応および災害等）が必要な期間
 - ・その他、現場条件等により監督職員が対象外と認めた期間

(対象工事)

第3条 小浜市発注の建設工事において、発注者が指定する工事を対象とする。

(発注方法)

第4条 入札段階（入札公告および設計図書）において、『週休2日工事』の対象である旨を明記する。

(実施方法)

第5条 受注者は、契約後、対象とする全ての期間において、現場閉所する旨を明記した施工計画書および工程表を監督職員に提出し、確認を受ける。

2 受注者は、対象期間中、実施状況を記載した月報等を毎月監督職員に提出し、履行状況の確認を受ける。

(週休2日の積算方法)

第6条 当初設計時において、単価等に設計図書に定める補正係数を乗じた積算を行う。

2 週休2日が達成できなかった場合には、前項の補正係数を乗じない単価等で減額変更する。

ただし、工事期間内（準備、後片付けを除く現場における稼働期間）の5割以内の週で、週2日の現場閉所が未実施となった場合でも、その代替日を未実施週の前後1週間内で受注者が任意に選定し、現場閉所が実施できれば「達成」と見なし、工事費を減額変更しない。なお、閉所日0の週を発生させてはならない。

(発注者および受注者の責務)

第7条 発注者（監督職員）は、適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンスに努める。

2 受注者は下請け企業に対し、週休2日の取組みにあたり必要な事項について協力を求める。

3 受注者が月報に虚偽の記載や週休2日に取り組む姿勢が見られないような不誠実な対応を行う等、明らかに悪質な行為を行った場合には、「小浜市工事請負業者の指名停止等に関する要綱」に基づく措置等を行う。

(工事成績評定)

第8条 週休2日を達成した場合には、工事成績評定（工事成績評定を行わない工事を除く）により評価を行う。

2 週休2日が達成できなかった場合であっても、工事成績評定（工事成績評定を行わない工事を除く）は減点しない。

(工事看板)

第9条 受注者は、週休2日対象工事であることを、工事看板に明記すること。（別紙工事看板表示例を参照）

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

<p>ご協力をお願いします</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を 〇〇しています</p> <p>(週休2日工事)</p>
<p>令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 時間帯 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇</p>
<p>道路改良工事</p> <p>発注者 小浜市〇〇部〇〇〇〇課 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</p> <p>施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</p>